

# 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備設置届出書

## 1 内 容

急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電池設備を設置しようとするときに使用します。

【根拠条文 条例第44条、施行規則第7条第2号】

- ◎急速充電設備 → 急速充電設備のうち全出力50キロワット以下のものを除く
- ◎燃料電池発電設備 → 固体高分子型燃料電池発電設備、固体酸化物型燃料電池発電設備のうち、出力10キロワット未満のものを除く
- ◎発電設備 → 内燃機関によるもの(固定して用いるものに限る)
- ◎変電設備 → 高圧又は特別高圧のもので、全出力50キロワットを超えるもの
- ◎蓄電池設備 → 蓄電池容量が20キロワット時を超えるもの

## 2 手続き

- (1) 予防課予防係（消防防災センター2F）へ着工の30日前を目安に、提出をお願いします。
- (2) 作成部数は2部とし、1部は内容の審査後、返却されます。
- (3) 必要に応じ実地調査が行われます。

## 3 記入上の注意

### 届出者

- ア. 建物内に設置する場合には所有者など管理権原を持つ者
- イ. 屋外に設置する場合はその場所を管理する者、設備の所有者など

## 4 添付資料等

- (1) 設置場所付近図
- (2) 当該設備を設置する部屋の平面図
- (3) 建物構造図
- (4) 設備の構造図（液体燃料を使用するときは配管図等、電気施設については、機器配置図）なお、平面図には、設備の位置、消火設備、その他必要事項を記入してください。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）